

- ② ①に記載する審査を受けている者のうち、3(2)に掲げるいずれかの方法によって申請を行う場合において、建設業法施行規則第21条の4に規定する総合評定値通知を受けていない者
- (4) 測量・建設コンサルタント等に係る競争については、営業に関し法律上必要な資格を有しない者
- 5 競争参加者の資格及びその審査
- (1) 競争に参加できる者の資格審査は、別記2の窓口において閲覧に供する付与数値表の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって行うものとする。
- (2) 競争に参加できる者の資格は、上記(1)の合計点により別記3の区分(1)に基づいて格付けをする。
- (3) 競争に付そうとする契約の予定価格が、別記3に掲げる範囲(別記3の1～3の(2)をいう。)に該当する競争に参加するためには、原則として、別記3に掲げる等級に格付けされていることを要するものとする。
- 6 資格審査結果の通知
「等級決定通知書」により通知(郵送)する。
- 7 資格の有効期間及び更新手続
- (1) 競争参加資格の有効期間は、資格を付与された日から令和5年3月31日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続 上記(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和4年度中に令和5・6年度の資格審査の公示を予定しているので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。
- 8 競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先
別記2の申請書の提出場所に同じ。
- 9 その他
- (1) 申請書類(契約の種類:建設工事及び測量等)を提出し、決定された資格は、申請書を提出した財務(支)局が管轄する地域内の複数の財務省関係機関(財務省本省・財務(支)局・税関・国税庁・国税局)に対して有効である。
- (2) 一の地区の財務省関係機関に申請書類を提出した者で、他の地区の財務省関係機関においても資格を得ようとする者は、申請書類の提出に代え「一般競争(指名競争)参加資格者名簿登録申請書」及び「等級決定通知書(写)」を提出すればよいものとする。

- (3) インターネットの使用により申請ができない場合 次の各号に掲げる場合には、インターネットの使用により申請ができないものとする。
- ① 契約の種類 建設工事
- (a) 申請者が建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない場合
- (b) 申請者が競争参加資格申請の直前に通知を受けた経営事項審査の審査基準日が平成30年10月29日より後のものでない場合。さらに、再審査を含めて改正告示により改正された基準による経営事項審査の総合評定値の通知を受けていない場合
- (c) 申請者が経常建設共同企業体として申請する場合
- (d) 事業協同組合で特例計算を希望する場合
- (e) 協業組合・企業組合で一定の組合員に関する書類を提出する場合
- (f) 合併会社又は合併と同等と見なし得る営業譲渡を受けた会社で、新たに申請を行う場合(合併等の後、既に再認定を受けている場合は除く。)
- (g) 申請者が会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再認定を受けていない場合
- (h) 申請者がグループ経営事項審査又は持株会社化経営事項審査を受けている場合
- ② 契約の種類 測量・建設コンサルタント等
- 申請者が会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再認定を受けていない場合
- (4) 一の発注機関において、同一業種内での経常建設共同企業体の登録申請及びその構成員が単体企業として行う登録申請については、同時登録を認めない(経常建設共同企業体として登録を希望しない業種については、各単体企業としての登録は可能。)

- 10 新型コロナウイルス感染症に係る一般競争参加資格審査の特例
- (1) 新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者であって、事業年度が令和元年10月29日から令和2年6月30日までの間に終了するものについての令和3年1月31日までの間における4(3)①の規定の適用については、4(3)①申「申請をする日の1年7月前の日」とあるのは、「平成30年10月29日」とする。
- (2) 申請者が、新型コロナウイルス感染症の影響等により国税の猶予制度(国税通則法(昭和37年法律第66号)に基づく納税の猶予、国税徴収法(昭和34年法律第147号)に基づく換価の猶予又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)に基づく特例猶予をいう。以下同じ。)の適用を受けたため、3(2)①(a)、3(3)①(d)又は3(3)②(f)に掲げる納税証明書その3等又はその写しを提出できない場合は、当該書類に代えて、猶予制度の適用を受けていることを示す書類の写しを申請書に添付するものとする。
- 別記1 競争参加資格審査申請用インターネット受付専用ホームページURL
- 1 建設工事
<https://www.pqr.mlit.go.jp/>
- 2 測量・建設コンサルタント等
<https://www.pqrc.mlit.go.jp/>
- 別記2 申請書の提出場所
〔掲載順序 (1)都道府県名 (2)提出場所 (3)所在地〕
- 1 北海道地区(北海道財務局管轄区域)
- (1) 北海道
- (2) 北海道財務局管財部第1統括国有財産管理官
- (3) 〒060—8579 札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎
- (2) 函館財務事務所管財課
- (3) 〒041—0806 函館市美原3丁目4—4函館第2地方合同庁舎
- (2) 旭川財務事務所管財課

- (3) 〒078—8503 旭川市宮前1—3—3—15
旭川地方合同庁舎
- (2) 釧路財務事務所管財課
- (3) 〒085—8649 釧路市幸町10—3
釧路地方合同庁舎
- (2) 帯広財務事務所管財課
- (3) 〒080—0015 帯広市西5条南8丁目帯広第2地方合同庁舎
- (2) 北海道財務局小樽出張所管財課
- (3) 〒047—0007 小樽市港町5—2
小樽地方合同庁舎
- (2) 北海道財務局北見出張所管財課
- (3) 〒090—0018 北見市青葉町6—8
北見地方合同庁舎
- 2 東北地区(東北財務局管轄区域)
- (1) 青森県
- (2) 青森財務事務所総務課経理係
- (3) 〒030—8577 青森市新町2—4—25
青森合同庁舎
- (1) 岩手県
- (2) 盛岡財務事務所総務課経理係
- (3) 〒020—0023 盛岡市内丸7—25
盛岡合同庁舎
- (1) 宮城県
- (2) 東北財務局総務部会計課経理係
- (3) 〒980—8436 仙台市青葉区本町3—3—1
仙台合同庁舎B棟
- (1) 秋田県
- (2) 秋田財務事務所総務課経理係
- (3) 〒010—0951 秋田市山王7—1—4
秋田第2合同庁舎
- (1) 山形県
- (2) 山形財務事務所総務課経理係
- (3) 〒990—0041 山形市緑町2—15—3
山形第2地方合同庁舎
- (1) 福島県
- (2) 福島財務事務所総務課経理係
- (3) 〒960—8018 福島市松木町13—2
- 3 関東地区(関東財務局管轄区域)
- (1) 茨城県
- (2) 水戸財務事務所総務課経理係
- (3) 〒310—8566 水戸市北見町1—4
- (1) 栃木県
- (2) 宇都宮財務事務所総務課経理係
- (3) 〒320—8532 宇都宮市桜3—1—10